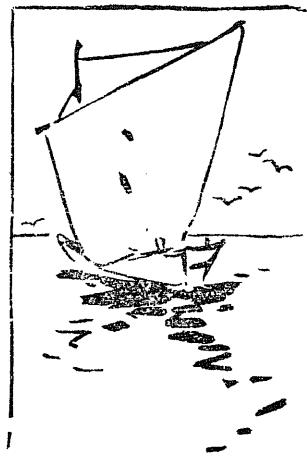


婚姻の要件を區別致しますると次の七つで御座ります、

- 第一、当事者の共諾、
- 第二、当事者の適齢、
- 第三、前婚解消又は取消、
- 第四、当事者の無縁故、
- 第五、当事者の品等、

婚姻の要件

谷川清



第六、尊屬又はこれに變るべき者の同意。
第七、婚姻の方式、
以上七種の要件を一々説明致しますれば、

第一、当事者の共諾。婚姻は當事者たる男女の共諾に由つて成立致します。苟も之れを欠缺致しますときは其の原因の如何に拘はらず婚姻は當初より成立せないと云ふことは改めて申すに及びません、而して當事者の共諾には第一に婚姻の意思わりたること、第二に其の表示ありたること、第三に意思と表示との一致すること、第四に意思表示は任意に爲したことなどを必要と致します、

第二、当事者の適齢。凡そ私權の行使に付きますては其の年齢に因りまして成年者と未成年者とに區別致します、其未成年者をして自から私權を行

使致すことが出来ないものと致しましたる已上は

婚姻を爲すに就ても別段年齢上に制限を設けず一般の制限に依るべきは當然の様でありますけれど

も婚姻の適齢と肉體の發達とに大なる懸隔がありまする時は從て情慾を制することが出来ません、それ

其結果は風俗を紊乱するの弊害を生じます、それ故に諸國の法制は皆婚姻を致すことに付しまして

普通私權の行使とは年齢の制限を特別に致して置きます、今英、米、佛、獨、の四國の法律を参考致しますれば、何れの國も皆二十一歳を以て成年と致します然し婚姻に付きましては英國は男十四歳女十二歳、佛國は男十八歳女十五歳、獨國は男二十歳女十六歳、米國は各州年齢の程度を異に致して居ります、我國は從來の慣例を參照致しまして婚姻の成年を男は十七歳女は十五歳と定め民法七百

六十五條に擧げて御座ります、

抑も婚姻を爲すに付き年齢上に制限を設けて置きますのは、年末だ若ければ從つて思慮深からず或る一時の情慾に迷ひ前後をも顧みずして無謀の状態に陥落するといふ憂が御座りますからです、又二つには相當の年齢に達したる者にあらざれば肉體の發達も充分ならずして不完全であります、爲めに其間に生しまする子供は體軀虛弱であつて其の害毒は延ひて子々孫々に迄及ぼし終には社會全般の人類をして總て虛弱性たらしむるの結果を生じないとも限りません、然らばなぜ婚姻の適齢を普通の成年と同一にせざるかと申せば前述の弊害を恐れての結果でありませう、然し眼を一轉致しまして他方より觀察を下します時は法律は果して婚姻に向つて斯く年齢を制限するの實際上に必要

ありや否疑ひなき能はすです、蓋し人間普通の状態に照しますれば通常法律が定めましたる婚姻の適齡以内に於て婚姻を致しますが如き者は法律の制限なしと雖も實際上甚だ稀であると云ふことは統計上明白なる事實であります。

第三前婚の解消又は取消 近世の法理に於ては婦女子を以て財産視致しまする觀念が廢滅に歸しました、又統計學者が男女の數は略ば同一であると云ふ事を證明するに至りましたる結果、婚姻は一夫一妻に限りて成立致さしめるの適理であることを知覺しましたるのみならず、一夫にして數妻あるときは婦人の權勢を減失し并せて男子の氣力を衰弱せしむる等の弊害あると發見致しまして後ち遂に歐米文明國の法制は苟も前婚の現存する已上は後婚を以て民法上有效のものと致しませ

ぬことは勿論、刑法に於て其之を重婚罪と致しまして刑罰を科する様になりました、我現行刑法にも第三百五十四條に重婚を爲したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加することに規定してあります、又民法には前婚の現存せる已上は重ねて婚姻を爲すことを不得ざるものとなしてあります、即ち婚姻は一男一女の結合であると明示致してある譯です、本來我國には佛教の渡來以來妻帶禁止の説を唱道する僧徒がありまして其の僧徒中には間々一生の間妻帶を爲さずして終るものがありました、幸にも一夫數妻或は一妻多夫の惡制を輸入致しましたる者はなきにや斯る慣例の存在したるが如きことは更に歴史上に證明せられない様です、唯蓄妻のとを以て古今を問はず盛んに行はれ又現に行

はれつゝあるは吾人の目撃致しまする所でありま
す、而して有妻の男が別に妾を蓄へるは其實狀に
於て生ずる結果は毫も重婚と異なる處はありませ
ん、然し公然の婚姻に因るものにあらざれば從來
の慣例上之を默許に附し去るのでありませう、
蓋し事情不得止とでも申すので御座りませうが實
に醜態の極であります、妻の方は前婚の解消又は
取消の後相當の期間を経過致さなければ再婚を致
すことを許しません、是れは各國共普通一般に行
はれて居ります、蓋し之を許しますときは再婚後
に生れましたる子供は果して前夫の子供なるか將
た又後夫の子供なるか之を判然致しますのに困難
であります、然れども一度此條件に違背して再婚を致
したる後は、之れを無効ならしむるが如きことを

しても啻に一家の混雜を招くに過ぎずして最早血
統の混合を防止すること能はざるが故に諸國の法
制及我民法は單に之れを取消し得べきものと致し
て置きました、而して再婚を致すに前婚の解消又
は取消の後六ヶ月の経過を必要と致しますは、懷
胎より分娩に至るまでの最短期を探りたるもので
あります、分娩の最短期を探て再婚の制限と致し
ましたは血統の混亂を防ぐに充分であるからです
例へば明治三十六年一月一日に前婚解消し續て七
月一日に再婚致しましたとせんか萬一十二月まで
の内に子供を生んだならばそれを前夫の子供で
あると云ふことは明白であります、蓋し再婚後六
ヶ月を経過致して居らないのに起因致します、之
に反して本年の一月に至つて子供を生んだならば
其子供は後夫の子であると云ふことは更に申すに

及びません、何となれば前婚の解消後既に十二ヶ月を経過致して居りますから御座ります。注意迄に一寸書き加へますが女が前婚の解消又は取消の前より懷胎致して居りました場合には其分娩の日より此制限を適用致しません、蓋し其時より血統の混亂を來たす憂なきが故であります。

氣管支加荅兒の話

S S 生

氣管支加荅兒は、隨分多い病氣で、從て其種類も種々あります。茲には主として、急性氣管支加荅兒と、慢性氣管支加荅兒とに就き、御話致しませう。

急性氣管支加荅兒

原因は多くは感胃より起るので、冷たい濕りば

い空氣を吸つた爲めに、それが氣管の粘膜を刺戟し、粘膜の表面は赤くなり、膨起して其粘液分泌が増加します、即ち其部に加荅兒を起すに因るで、同時に咽喉加荅兒を併發することが多い、普通軽度の場合には、加荅兒は大低氣管と氣管支のみ止まり、毛細氣管支には波及致しません時に氣管支加荅兒は、煤煙塵埃、有害の瓦斯などを吸入したる爲め、起ることがあります、例令は、織物工場製藥工場の職人、石炭運搬夫などは、これに罹ります、其他急性傳染病、例令ば麻疹百日咳「インフレンザ」「デフテリア」天然痘の時にも起り、又重もき病氣で、身體全体が衰弱した時にも起ることがあります、急性氣管支加荅兒は、大低春又は秋の如き氣候の變はり易い時に多く發し、貧血の人は無論のと、強壯の人をも襲ふことがあ